

三重県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成26年3月末日までに22の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年6月27日に三重県議会においても地方自治法第99条の規定による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣及び行政改革担当大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No.24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、平成24年11月15日「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたことについて、全国知事会が、『本法律案

は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会（全国知事会）においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会（全国知事会）においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。』との声明発表を行ったことから、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

なお、各単位調政連からの報告順序によりまして本ニュースの順序が前後いたしましたことをお詫び申し上げます。

詳細については以下のとおりです。

地方議会採択一覧

	議会	採択若しくは 意見書日付	各議会のHP該当ページ
1	大阪府	2011年3月16日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
2	神奈川県	2011年10月14日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
3	富山県	2011年12月13日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
4	茨城県	2011年12月20日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
5	静岡県	2012年3月16日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
6	福島県	2012年3月16日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
7	北海道	2012年3月23日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
8	鹿児島県	2012年3月26日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
9	東京都	2012年6月20日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
10	横浜市	2012年6月21日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
11	和歌山県	2012年6月29日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
12	岐阜県	2012年7月5日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
13	千葉県	2012年7月6日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
14	高知県	2012年7月6日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
15	大分県	2012年9月20日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken
16	長野県	2012年9月28日	http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10
17	徳島県	2012年10月12日	http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html
18	埼玉県	2012年10月15日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html
19	石川県	2012年12月19日	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html
20	山梨県	2013年3月22日	http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1
21	名古屋市	2013年12月6日	http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf
22	奈良県	2014年3月25日	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183
23	三重県	2014年6月27日	http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2014/2014-6/iken-4-touki.htm
24	佐賀県	2014年7月4日	http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html

三重県議会 Mie Prefectural Assembly

平成26年定例会6月定例会議 請願一覧

新規分

No.	提出年月日	件名	付託委員会	委員会審査	本会議結果
請 45	H26.6.3	登記の事務・権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求めることについて	戦略企画雇用経済	採択 H26.6.17	採択 H26.6.27
請 46	H26.6.3	手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求めることについて	健康福祉病院	採択 H26.6.17	採択 H26.6.27
請 47	H26.6.3	三重県残土条例制定を求める件について	環境生活農林水産	審査中 H26.6.20	—

▲ [ページのトップへ戻る](#)

三重県議会 Mie Prefectural Assembly



平成26年定例会6月定例会議 請45

受理番号・件名	請45 登記の事務・権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求めることについて
受理年月日	平成26年6月3日
提出された定例会	平成26年定例会6月定例会議
提出者	三重県津市河辺町3547番地2 三重県土地家屋調査士会 会長 神戸 照男 ほか1名
紹介議員	石田 成生、大久保孝栄、中西 勇、小林 正人、今井 智広、藤田 宜三、稲垣 昭義、服部 富男、舟橋 裕幸
付託委員会	戦略企画雇用経済常任委員会
請願要旨	<p>(要 旨)</p> <p>三重県議会においては、平素より三重県民のため県政にご尽力されていることに敬意を表するとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展にご理解をいただいていることに厚く御礼申し上げます。</p> <p>現在、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部において、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。もとより、私どもは、「個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。」という、地方分権改革の基本的考え方について反対するものではない。しかし、私ども土地家屋調査士は、その取扱業務が法務局の行う事務と密接に関係するが故に知り得る次のような理由から、登記の事務・権限等については、将来的にも国が主体で行うべきものであると考えるものである。</p> <p>よって、三重県議会として、地方自治法第99条の規定による「登記の事務及び権限等を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うことを要望する」意見を国会並びに関係行政機関(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、法務大臣あて)に提出いただくよう、お願いする。</p> <p>(理 由)</p> <p>1. 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。業界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示す統一基準ゆえに受け入れられるものであり、それは、法第14条地図整備事業の限りなくゼロに近い業界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局の事務として、将来的にも全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。</p> <p>2. 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。登記事務が地方に移管された場合、地方自治体及びその職員に著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況及びその他の事情によって能力等の格差が生じることも懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならないものとする。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、将来的にも国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。</p>



登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

現在、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部において、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。

国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しは、個性を活かし自立した地方をつくるために欠かせない課題であり、国から地方への事務・権限の移譲等については、確実な財源措置の実現のほか、マニュアルの整備や技術的助言等の実施を通じて、今後とも積極的に進められなければならない。

しかしながら、法務局が担う登記事務は国民の重要な財産を守り、取引の安全に資する事務であって、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、法解釈や運用に統一性が求められ、全国的な事務処理基準の維持が不可欠である。さらに、登記事務の執行にあたっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等の高度な法律的専門知識とそれに裏付けられた判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように十分配慮しなければならない。

そこで、登記事務に従事する専門職員の教育や研修については、長期的な視点をもって、将来的に国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
行政改革担当大臣